

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

令和2年国勢調査における人口は43,338人で、30年前（平成2年56,903人）と比較すると、13,565人（23.8%）減少している。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、同期間で13,706人（38.1%）と減少が著しく、65歳以上人口は、高齢化の影響により、同期間で6,321人の増となっており、30年間で約1.7倍となっている。

②産業構造

令和2年国勢調査における本市の就業人口は20,643人で、30年前（平成2年27,167人）と比べると6,524人（24.0%）の減となっている。

令和2年の就業人口を産業別割合で見ると、第3次産業（67.0%）が最も高く、続いて、第2次産業（18.6%）、第1次産業（14.4%）となっている。

また、産業別の30年前（平成2年）の推移は、第1次産業は2,214人（対平成2年比42.7%）の減少、第2次産業は2,996人（同43.8%）の減少、第3次産業は1,314人（同8.7%）の減少となっている。

このように第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに平成2年をピークに減少傾向にある。

③中小企業者の実態等

本市の中小企業者は、総じて経営基盤が不安定なところが多く、数多くある魅力的な地域資源を有効に活用して、価値を高める加工、大都市圏への販売等、島原の企業であることを強みにできるような取組を行える事業者が少ない状況にある。

加えて、若者の多くが、高校卒業後他地域へ転出し、地元での就職者が少ないことが、地域活力の維持のための隘路となっていることから、島原ならではの「しごと」を大きく育てることにより、安定した雇用を継続的に創出するとともに、生産性の向上等による競争力を強化する必要がある。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に14件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、2年間（令和5年7月3日～令和7年7月2日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的組織との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税を滞納している事業者については先端設備等導入の認定の対象としない等、公平な税負担と納税意識の高揚に配慮する。